

平成 31 年度 大阪市姉妹都市交流推進事業補助 募集要項

姉妹都市交流について広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流を促進することを目的に、国際交流団体・NPO・市民ボランティア団体等が実施する姉妹都市交流事業に対して、補助金を交付します。

この事業補助を通じて、事業の担い手や参加者の拡大等、市民交流の裾野を広げていくとともに、市民の国際理解の深化や国際感覚の醸成を図っていきます。

【募集期間】 平成 31 年 1 月 28 日（月）～3 月 8 日（金）必着

* 本補助は、平成 31 年度大阪市予算案の議決を経てはじめて効力を発するもの
とします。

(申請書類提出先・お問い合わせ先)

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当（都市間交流）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 4 階 M-4

TEL : 06-6615-3758 FAX : 06-6615-7433

メールアドレス : ga0005@city.osaka.lg.jp

* 補助金交付要綱、様式集はこちらからご覧ください。

大阪市ホームページ「平成 31 年度大阪市姉妹都市交流推進事業補助金の
交付対象事業を募集します」

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000457091.html>

◆ 応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

1 対象事業

補助対象事業は、次の要件をいずれも満たしている事業とします。

- (1) 姉妹都市交流について広く市民と共有でき、市民の自主的・自発的な交流につながる事業
- (2) 市民参加が見込まれ、事業実施後も姉妹都市交流の継続が期待できる事業
- (3) 姉妹都市・外国政府機関・総領事館等の公的機関との連携等、公共性・公益性が認められる事業
- (4) 大阪市内もしくは姉妹都市内で実施する事業
- (5) 申請団体が自主的に企画・運営する、営利を目的としない事業
- (6) 公序良俗に反しない事業
- (7) 政治活動や宗教活動を目的としない事業
- (8) 大阪市からの他の補助を受けていない事業

* 対象都市… サンパウロ（ブラジル）、シカゴ（アメリカ）、上海（中国）、メルボルン（オーストラリア）、サンクト・ペテルブルグ（ロシア）、ミラノ（イタリア）、ハンブルク（ドイツ）

2 補助の種類

補助の種類は、次の2種類とします。

- (1) ステップアップ枠
姉妹都市交流事業を開始して3年超の団体による補助対象事業で、事業による交流者が100名以上のもの

< 事業例（ステップアップ枠） >

- ・ 大阪市と姉妹都市間の青少年交流（文化・芸術・スポーツなど）
- ・ 姉妹都市からゲストを招いた市民交流事業

- (2) スタートアップ枠
姉妹都市交流事業を開始して3年以内の団体による補助対象事業で、事業による交流者が20名以上のもの

< 事業例（スタートアップ枠） >

- ・ 大阪市と姉妹都市間の交流をテーマとした展示、講演会

* 平成27年度以前に姉妹都市交流事業を開始された団体等はステップアップ枠、平成28年度以降に開始された団体等はスタートアップ枠に相当します。

3 対象団体

補助対象団体は、次の要件をいずれも満たしている団体・グループとします。

*ただし、その他市長が特に認めるものについては、この限りではありません。

- (1) 大阪市内に主要な事務所又は活動拠点を有していること
- (2) 大阪市内での活動実績を有していること
- (3) 対象事業を主催すること

4 補助件数・補助金額

補助対象事業の件数は6件程度（予算の範囲内）で、補助金額は補助対象経費の1/2以内とします。1事業の補助限度額は次のとおりです。

- ・ステップアップ枠：100万円以内 × 2件程度
- ・スタートアップ枠：10万円以内 × 4件程度

◎補助対象経費とは

- ・事業実施に直接必要と認められる経費（下表に掲げるもの）
- ・事業実施期間中に購入、納品、経費支出がなされるものに限る
- ・団体の運営にかかる経常経費、飲食費、備品など将来にわたり団体の資産となるものの購入及び作成に係る経費等は除く
- ・消費税及び地方消費税を除く

科 目	内 容
①旅費交通費	事業の実施に必要な旅費交通費（注1）、宿泊費（注2）
②消耗品費	事業の実施に必要な文具等の購入費 など
③印刷製本費	事業の実施に必要なチラシ作成費等広報用の印刷経費 など
④燃料・光熱水費	事業の実施に必要な光熱水費、事業用車両のガソリン代 など
⑤通信運搬費	事業の実施に必要な電話、プロバイダ利用料などの通信費や郵送等の運搬に要する費用など
⑥筆耕翻訳料	事業の実施に必要な通訳、翻訳料 など
⑦保険料	事業の実施に必要な保険料
⑧使用料	事業の実施に必要な会場使用料、有料高速道路通行料及び駐車料 など
⑨賃借料	事業の実施に必要な事務所等の賃料（保証金は含まない・団体固有の事務所等の賃料は除く）
⑩負担金	資料情報収集費、資格取得費・研修会参加費 など
⑪諸謝金	事業の実施に際して支払われる講師謝金 など
⑫賃金	事業の実施に際して支払われるアルバイト賃金 など
⑬広告料	事業の実施に際して周知に必要な広告経費（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）

（注1）旅費交通費について、鉄道賃の片道100km未満の場合の急行料金、特急料金等の特別料金及び座席指定料金並びに鉄道賃のグリーン車や船舶の特別客室料金、航空賃のビジネスクラス等の上位等級の座席指定料金は、補助対象外経費とする。（注2）宿泊費について、1泊あたり国内14,500円、海外19,300円を上限とする。

5 事業実施期間

交付決定通知日 平成31年4月下旬（予定）～平成32年3月31日（火）

*なお、交付決定額が予算額に満たない場合は2次募集を行う場合があります。

6 応募方法

応募いただく事業計画等について、所定の申請書類に必要事項を記入するとともに、必要書類を作成・添付のうえ、下記によりご提出ください。

なお、1団体、1事業のみの応募とします。

(1) 提出書類（次のすべての書類）

- ア 大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書（カタログや見積書など、積算根拠となるものを添付してください。）
- エ 団体概要（定款、寄附行為、会則又はこれらに類する団体の存在が証明できるもの）
- オ 姉妹都市交流事業の開始年度および実績が確認できる書類
- カ その他市長が必要と定める書類

*申請書類(アイウ)は、所定の様式にそって必要事項を漏れなく記入してください。
様式は、大阪市経済戦略局ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000457091.html>

記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から外れる場合があります。

*提出された申請書類は選考と補助金申請事務以外の目的には使用しませんが、情報公開条例第2条第2項による公文書となるため、情報公開の請求があれば、公開の対象となります。

*提出された申請書類は返却できませんので、ご了承ください。
(必ず控えをお取りください。)

(2) 提出部数

正副各1部(合計2部)をご提出ください。

*なるべくA4用紙で作成し、1部はホチキス等はずしておいてください。

(3) 募集期間と申請書類の提出先

募集期間 平成31年1月28日(月)～3月8日(金) 必着

申請書類は大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当(都市間交流)あてに送付またはご持参ください。(住所等は1ページに記載。持参される場合は、平日の9時から17時30分まで。ただし12時15分から13時00分を除く。)

7 対象事業の選考方法

補助対象事業及び補助金額については、外部の有識者による選考を経て、補助の可否及び金額を決定します。

(1) 事務局ヒアリング

経済戦略局立地交流推進部国際担当(都市間交流)にて、記載内容のチェックを行い、必要な場合は書類の内容についてヒアリングを行う場合があります。

本要項の2ページに掲げる要件等を満たしていない場合は、選考対象から外れることがあります。その場合は事務局より結果を通知します。

(2) 書類審査・プレゼンテーション

申請された内容について、外部有識者による書類審査、また選考会において申請者によるプレゼンテーションと質疑を行い、補助対象事業を選考し、補助金額を決定します。(ただし、実際に交付する補助金額は、事業完了後、実施報告を確認のうえ確定します)

*選考会は、平成31年3月下旬に大阪市役所にて実施する予定です。

開催時間や場所など、詳細については、後日お知らせします。

(3) 交付決定(平成31年4月下旬頃)

補助対象事業に選考された申請団体に対し、補助金交付決定通知を送付します。
(選考結果は、すべての申請団体に書面により通知します)

なお、補助対象事業については、大阪市のホームページ等で公表します。

選考基準について

選考にあたっては、下記の基準に基づき、総合的な面から評価し選考します。

- ・姉妹都市交流について広く市民と共有できること **<交流の共有>**
- ・国内外の関係(公的)機関との連携のもと、姉妹都市間の交流を促進できること **<協働・連携、公共性>**
- ・継続的な効果の波及、今後の発展が期待できること **<継続性・発展性>**
- ・応募事業を確実に実施できる能力・組織体制を有していること **<実現性>**

8 補助金の取り扱い

(1) 交付

補助金は、補助対象事業完了後、補助金の額を確定し、交付します。なお、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要であると認められるときは、事業完了前に申請に基づき補助金の額の範囲内で全部又は一部を概算払いにより交付することもできます。

(2) 進捗状況の把握

事業実施期間中、進捗状況の確認または報告を求める場合があります。

(3) 実施報告

補助団体は、事業実施期間終了後、大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱第17条に基づき、大阪市姉妹都市交流推進事業実施報告書（様式第12号）に関係書類（実績報告書*1、収支決算書、領収書等補助経費にかかる支出の確認ができる書類*2）を添えて提出してください。提出期限は事業終了後10日以内とします。詳しくは補助対象団体に通知します。

不適切な経費支出があった場合には、交付した補助金の全額又はその一部を返還していただきます。

*1 実施した事業における交流者数（参加者、実施者）、事業実施にあたり協力が得られた国内外の関係（公的）機関の数・内容について、また、参加者へのアンケート実施（満足度や姉妹都市への理解度向上等）が可能な場合はその結果等について、できるだけ詳細に記載してください。

*2 証拠書類（発注書、納品書、領収書、支払書等）、現物による執行の確認を行います。

(4) 中止・変更

事業実施期間中に、補助団体が事業を中止せざるを得ない又は事業内容を変更するという状況になった場合は、速やかに事務局まで届け出てください。

(5) 取り消し

補助金交付要綱第20条に基づき、補助金交付決定を取り消す場合があります。

- ・ 同要綱や交付決定時の条件に違反したとき
- ・ 虚偽の申請、報告等により補助金交付を受けたとき
- ・ 交付決定後に同要綱第8条第1項に規定する暴力団員等に該当することが判明したとき

(6) その他

実施期間終了後の交流事業の継続状況等について、今後の参考のために、補助団体に随時、アンケートやヒアリングなどを要請する場合があります。

9 申請から補助金交付までの流れ

